

# 北杜市土地改良事業分担金徴収条例施行規則

平成17年6月2日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、北杜市土地改良事業分担金徴収条例（平成16年北杜市条例第175号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(分担金の額)

第2条 条例第3条に規定する分担金の額は、次の各号に掲げる割合によって算出した額とする。

- (1) 農道、用排水路関係土地改良事業 工事費の10パーセント
- (2) 農地改良関係土地改良事業 工事費の10パーセント
- (3) その他の土地改良事業 工事費の15パーセント

2 前項の規定にかかわらず、事業を実施する上で埋蔵文化財の調査費用が伴うときは、次の各号に掲げる割合で算出した額を分担金として徴収することができる。

- (1) 農道、用排水路関係土地改良事業 調査費の10パーセント
- (2) 農地改良関係土地改良事業 調査費の10パーセント
- (3) その他の土地改良事業 調査費の15パーセント

(分担金の額の特例)

第3条 前条の規定にかかわらず、市長が当該事業実施地域内における受益状況を勘案して特に必要と認めるときは、条例第3条に規定する分担金の額は、次の各号に掲げる割合の範囲内で市長が定める割合によって算出した額とする。

- (1) 農道、用排水路関係土地改良事業 工事費の5パーセント以内
- (2) 農地改良関係土地改良事業 工事費の5パーセント以内
- (3) その他の土地改良事業 工事費の10パーセント以内

2 前項の規定にかかわらず、事業を実施する上で埋蔵文化財の調査費用が伴う場合であって、市長が当該事業実施地域内における受益状況を勘案して特に必要と認めるときは、次の各号に掲げる割合の範囲内で市長が定める割合によって算出した額を分担金として徴収することができる。

- (1) 農道、用排水路関係土地改良事業 調査費の5パーセント以内
- (2) 農地改良関係土地改良事業 調査費の5パーセント以内
- (3) その他の土地改良事業 調査費の10パーセント以内

3 前2項を運用するための基準は、当該事業実施地域内における受益状況を勘案して市長が別に定める。

(委任)

第4条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月25日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の規定は、この規則の施行の際現に行われている事業に係る分  
担金の額について適用する。

附 則（令和7年3月26日規則第14号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。